

二〇一八 平城宮跡資料館秋期特別展

地下の正倉院展

【荷札木簡をひもとく】

第II期展示木簡

第 期	一〇月二三日(土)	一〇月二八日(日)
第 期	一〇月三〇日(火)	十一月一日(日)
第 期	十一月三日(火)	十一月五日(日)

* 木簡は三期に分けて展示します。

本解説シートでは、今回の展示にあたり再検討した結果、既報告の釈文を改めている場合があります。展示番号の上部に記した 是 国宝を示します。

荷札のふるさと

2 河内国からの難酒の荷札

(二二)次北、SD3035出土。『平城宮木簡二』二二七七号。以下、宮二二二七七のように略す)

(表)難酒志紀郡

〔田井カ〕

(裏)□□郷缶入四斗々升

長さ二三三mm・幅二四mm・厚さ四mm ○三三型式

河内国志紀郡田井郷(今の大阪府八尾市田井中付近)から貢進された難酒の荷札。難酒は、アルコール度数の高い濁り酒のことか。志紀の地は、『古事記』雄略段に見える「志紀之大県主」の居処で、県が置かれていたことから、大嘗祭四日目(午日)の豊明節会などで振る舞われる「県醸酒」に相当すると考えられる。『延喜式』によると、県醸酒は豊明節会で六位以下と歌舞人たちに、一人六合(今の二・七合ほど、約〇・四九ℓ)ずつ支給された(造酒司式大嘗祭雑給料条)。

裏面の「々」は、通常は直前の文字を繰り返すことを示すが、「四斗斗升」では意味が通じない。ここでは直前の数字を受けて、「四斗四升」のつもりで記したか。なお、「々」は「々」の字形で書かれている。

「難酒」の二文字は比較的整っているが、それ以外の文字は、右上がりのクセがあるやや崩れた字形で書かれている。あるいは当初は「難酒」とのみ書いた付札として製作されたものに、「志紀郡」以下の情報を追記することで、荷札風に体裁を整えたのだろう。それでも典型的な荷札の書式とは異なり、「付札」の雰囲気強い。畿内地域や、品目の特殊性も考慮する必要がある。荷札と付札の作り方や使い方などの差異といった観点からも興味深い(荷札と付札については35の解説を参照)。

(五次、SK219出土。宮一 一四)

(表) 「甲斐国」山梨郡

(裏) □

長さ(四三mm・幅一〇mm・厚さ三mm) ○三九型式

甲斐国山梨郡(今の山梨市を中心とする、甲府盆地東北部の地域)からの荷札木簡の断片。甲斐国からの貢進物の荷札と明確にわかる木簡はごく少なく(可能性を含めても六点程度)、そのうち5を含む三点が大膳職推定地の土坑SK219からまともに出土した(他は宮一 一九・二〇)。5以外の二点はほぼ完形で、クルミの荷札とわかる。三点は筆跡等も類似しており、残り二点との比較から、5もクルミの荷札と類推される。

甲斐国がクルミの貢進国であったことは、甲斐国の年料別貢雑物として筆州管・零羊角六具・胡桃子一石五斗を規定する延喜民部省式下年料別貢雑物条の規定からわかる。また、同主計寮式上甲斐国条には甲斐国の中男作物(71参照)として紙・熟麻・紅花・芥子・胡桃油・鹿脯・猪脂が挙げられており、ここからも甲斐国がクルミの産地だったことがわかる。

一方、同条によると、甲斐国の調は帛や絶(やや質の劣る絹とされる)、庸は布である。これら繊維製品では、木簡を付せずに本体に直接記銘する(正倉院宝物に、甲斐国の墨書銘がある絶が二点伝来している。松嶋順正編『正倉院宝物銘文集』調庸関係銘文三・四)。甲斐国の荷札が少ない背景には、こうした事情があるのだろう。

「甲斐国」と「山梨郡」以下は筆跡が異なる。共に出土した他の二点と合わせて考えると、「甲斐国」が追記されたものと考えられる。国名の追記は荷札に括り付ける際に紐を掛けるための切り込み部分に書かれており、荷物に付いた状態では書けない位置である。荷札は最終消費地で取り外され捨てられると考えられる。

8 上総国からのエゴマ油の荷札

(一九三次E、SD4750出土。『平城京木簡二』二二七〇号。以下、京二二二七〇のように略す)

(表) 上総国武昌郡高舎里荏油

(裏) 四升八合 和銅六年十月

長さ一四四mm・幅一九mm・厚さ四mm ○三三型式

上総国武昌郡高舎里(今の千葉県山武市付近)から納められた「荏油」の荷札。荏油はエゴマ油のこと。四升八合は今の二升二合弱、約三・九に相当する。

奈良時代の油としては胡麻油がもっとも一般的で、単に「油」といえば胡麻油を指したと考えられるが、このエゴマ油のように他の種類もいくつもあった。ちなみに、イノシシなど動物性の油には「脂」や「膏」の字を出した。

律令では、荏油は調副物(調の付加税)の品目のなかに見える(賦役令調絹絶条)。調副物は養老元年(七一七)に廃止され中男作物(71参照)に継承されていくが、『続日本紀』同年十一月戊午(二十二日)条(裏面の年紀は和銅六年(七一三))であるから、8は調副物として納められた荏油の荷札であろう。

陸奥国からの贅の昆布の荷札

(三九次、SD4951出土。宮三 三〇五九)

全体の作りはきわめて丁寧である。切り込みはきれいな三角形を呈し、頭部は角を落として圭頭状に仕上げられている。右側が落としきれないのはご愛嬌。墨痕も鮮やかで読みやすいが、文字は丁寧ながらやや古拙な雰囲気なたたえる。特に裏面の「年」は大きく省略されて、まるで「斤」のようになっていて。

陸奥国名取郡□□布御贄壹籠

長さ三一九mm・幅二五mm・厚さ六mm ○三二型式

天平元年十一月十五日

陸奥国名取郡(今の宮城県名取市)から、贅(天皇用の食材、62も参照)を送った際の荷札。天平元年は七二九年。腐食が非常に進んでおり、墨痕は極めて薄い。近年、赤外線観察装置の発達や、類例の増加により、陸奥国名取郡からの荷札であることが判明した。再調査の重要性を痛感させる事例。

品目で、読めている文字は「布」のみである。贅という税目からしても食品であることは確実である。食品で「布」字がつくものとして有力な候補となるのは「昆布」であり、「布」字の上のわずかに残る墨痕も「昆」と考えて矛盾はない。昆布は本州北部以北に分布しており、陸奥国からの貢納品にふさわしい。ただし、名取郡が昆布の産地であった可能性よりも、交易を通じて入手したものと考えた方が妥当であろう。

平城京の政府は、フロンティアに属する東北地方の物産も十分に把握し、天皇の食料として絶品の昆布を取り寄せていたのである。

14 越後国からの荷札

(一九八次B、SD5300出土。

『平城宮発掘調査出土木簡概報』二九、三五頁下段。以下、城二九 三五頁下のように略す)

越後国沼足郡深江□

長さ七二mm・幅一四mm・厚さ三mm ○一九型式

越後国沼足郡深江郷(沼足郡は今の新潟県新潟市・新発田市を中心とする地域に比定されるが、深江郷は比定地未詳)からの荷札木簡。越後国は、律令国家にとって北陸道經由の北の最前線であり、「辺要国」と位置づけられていた。七世紀代には、沼足地域は越後国内でもまさに最前線に位置づけられ、沼足柵(今の新潟市内に所在したと推定されるが、遺構は未発見)という城柵が設置された。その後、フロンティアは徐々に北上して出羽国(当初は今の山形県南部、のちには今の山形・秋田両県全域にほぼ相当)が設置された(『続日本紀』和銅五年 七二二 九月己丑 一十三日 条)。

『延喜式』によれば、越後国からの調庸および中男(男作物)71参照)の品目には、繊維製品の他はサケ(鮭)が目立つ(主計寮式上越後国条)。越後国は古代からサケの名産地であり、新潟県長岡市に所在する八幡林官衙遺跡出土木簡にもサケが見える。14は下部欠損のため品目は不明だが、こうした状況から考えると、サケに付けられた荷札の可能性も考えられるであろう。ただし、平城京・京跡出土のサケの荷札は信濃国(今の長野県、城二二 三三頁上)や丹後国(今の京都府北部、城二四 二八頁下ほか)、因幡・伯耆両国(今の鳥取県、城二四 二九上・城二九 三五上など)からの事例が知られるものの、今のところ越後国からのサケの荷札は見つかっていない。

(三九次南、SD4951出土。宮三 二八九一)

因幡国喜多郡雑腊一斗五升 養老四年十月

長さ(三六九)mm・幅(二七mm)・厚(五mm) ○五一型式

「因幡国喜多郡」(今の鳥取市西部、旧気高町・青谷町・鹿野町付近)から送られた雑腊(いろいろな種類の干物)の荷札。因幡の「幡」は、木簡では17のように手偏の「播」で記される。喜多郡は、『和名類聚抄』では「気多郡」と表記され、「けたぐん」と読むのが一般的であるが、17の「喜多郡」、あるいは「既多郡」(『藤原宮木簡三』一一九四号)との表記もあることから、「きたぐん」と発音されていた可能性もある。一斗五升は今の六升八合ほどで、約二二・二ℓ。養老四年は七二〇年。

腊は魚にも獣肉にも用いるが(魚は 期展示4、獣肉は 期展示70など)、因幡国からの荷札はワカメやサケに付されたものがほとんどであることから、17の「雑腊」は獣肉よりも種々の魚の干物である可能性が高いと言えるかもしれない。

『延喜式』では、因幡国が納める中男作物(71参照)の中に「雑腊」が見える(主計寮式上因幡国条)。17は税目を記していないが、国郡名のみを記載し貢納者の個人名が記されないことから、中男作物としての貢進である可能性が考えられる。

(二〇〇次、SD5100(左京)出土。城二一 三七頁下)

美作国大庭郡大庭郷茜十斤 籠十兩

長さ一五五mm・幅一四mm・厚(四mm) ○三二型式

美作国大庭郡大庭郷(今の岡山県真庭市大庭付近)から送ら

れたアカネ(茜)の荷札。十斤は約六・七kg 十兩は約四一八g 一斤は十六兩である。

アカネは染料として用いられる。賦役令調絹繩条では、調副物の一つとして「紫」や「紅」と並んで見える。調副物は調の附加税として律令に規定される税目だが、養老元年(七一七)に中男作物(71参照)の制度が設けられた際に廃止された。『延喜式』では、美作国の中男作物の中に「茜」が見える(主計寮式上美作国条)。19は二条大路木簡の一つであり、年紀は書かれていないが、天平八年(七三六)前後のものと考えられる。したがって、明記はされていないが、中男作物として納められた可能性がある。同じ遺構からは、「美作国久米郡中男茜十斤籠重一斤」と記した荷札も出土している(城三一 三〇頁上)。

(二二次南、SD3154出土。宮一 二七四二)

(表)周敷郡□□郷戸主丹比連道万呂戸

(裏)白米一俵

長さ一六三mm・幅二二mm・厚(六mm) ○三三型式

伊予国周敷郡(今の愛媛県西条市の旧小松町・丹原町を中心とする地域)から送られた白米の荷札。郷名部分は文字の左端しか残っておらず、残念ながら判読できない。『和名類聚抄』によると、周敷郡には田野・池田・井出・吉田・石井・神戸・余部の七郷があり、これらが候補となる。郷名の一字目は、左端に長い縦画が見え、横画が突き出ている様子はないから、田野・池田の可能性が考えられようか。

丹比連という氏族については、『続日本紀』天平宝字八年(七六四)七月己酉(一四日)条に、伊予国周敷郡の人多治比連真国ら十人に周敷連の姓を賜ったとの記事が見え、確かに当地に分布

肥後国からの腊の荷札

(九九次、SD5780出土。城一 一五頁上)

肥後国天草腊



長さ(一〇六)mm・幅(一七)mm・厚さ四mm ○三九型式

肥後国天草(今の熊本県天草諸島)からの腊(魚や肉の干物の荷札。肥後国には天草郡があるが、この木簡は「郡」字を記しておらず、行政単位ではなく地域名として書いたものか。あるいは「天草腊」が一まとまりで、一種のブランド品であることを示しているのかもしれない。

下部の左端には、二箇所墨痕が見え、何らかの注記が続いていたとみられる。ただし、現状で下部の右半に墨痕が認められないため、割書とはみなしがたい。一行の注記とみた場合、通常は19のように右に寄せて書き、左に寄せるのは異例である。

西海道諸国(今の九州地方)の貢進物は、大宰府に集められた後、必要に応じて大宰府から都に送られるのが通例で、その際に広葉樹の荷札が付け直されたと考えられている(59参照)。一方、27の材は針葉樹とみられ、日向国(今の宮崎県)からの牛皮の荷札(期展示28)と同様、例外的に直接国から都へ送られた荷札の可能性がある。

通例とは異なる点が多々見られる、興味深い荷札である。

していたことがわかる。

一俵とのみあつて具体的な重さや容積は記されていないが、一俵には米五斗をおさめるのが標準で(延喜雜式公私運米条)、年料香米(78参照)の荷札とみられる。

独特の趣がある書風で、「戸」の一画目や「連」「道」の之繞の点は省略されている。

大隅国からの荷札?の断片

(三九次、SD5100(宮内) 区出土。宮三 三〇九四)

大隅国

長さ(三四)mm・幅(二二)mm・厚さ五mm ○八一型式

「大隅国」と書かれた木簡断片。材は広葉樹とみられる。広葉樹の木簡は、大宰府で作製された西海道諸国(今の九州地方)の荷札に特徴的に見られることから(59、および期展示58・期展示60を参照)、29も大隅国(今の鹿児島県東部)の荷札の断片である可能性が考えられる。国名の前には文字がないこと、端正な筆致であることも、この想定に矛盾しない。

『延喜式』によると、大隅国は調・庸として綿や布、中男作物(71参照)として紙を納めることになっている(主計寮式上大隅国条)。29も、これらの物品のいずれかに添付された荷札であった可能性がある。西海道諸国の税物は大宰府で消費されるのが原則であったから、わざわざ平城京まで運ばれた29は、59などと同じく綿の荷札とみるべきかもしれない。

32 周防国からの調の塩の荷札1

(一三次、SK820出土。宮一 三二八)

周防国大嶋郡美敢郷凡海直薩山御調尻塩

長さ一九七mm・幅一八mm・厚さ四mm ○三二型式

周防国大嶋郡美敢郷（大嶋郡は今の山口県周防大嶋町に当たる。美敢郷は同町東三蒲・西三蒲付近か）の「凡海直薩山」が納めた「尻塩」の荷札。尻塩は固形塩（大きな塊に固められた塩）。数量が書かれていないのは、そうした形状によるのだろう。32が出土した平城宮跡内裏北外郭官衙の土坑SK820からは、同じ周防国大嶋郡美敢郷からの塩の荷札が数点見つかった。上下両端に左右から切り込みが入る。周防国の塩荷札で上下に切り込みがあるのは珍しい。下端の切り込みには、紐を掛けた痕跡が白く抜けて残る。上端の切り込みには、現状では紐を掛けた痕跡は認められない。もし掛けていたとすれば、一文字目「周」の上を紐が通ることになる。

35 信濃国からの荷札

(一八六次北、SE4770出土。京一 七六)

播信郡五十斤
讚信郡七十斤

合百廿斤

長さ一五九mm・幅二六mm・厚さ四mm ○三三型式

下端付近にのみ切り込みを持つ荷札。荷物に括り付ける紐を掛けるための切り込みは荷札にもっとも多く見られる加工で、上下

両端に施されるもの（○三二型式）、上下いずれか一端に施されるもの（○三三型式）、上下いずれか一端に切り込みを有し他端は尖らせられるもの（○三三型式）、の三通りに大別される。だが、○三二型式の切り込みは、実際には上端付近に施されるものがほとんどで（○三三型式も、切り込みは上端付近で尖らせられるのは下端であるものが大多数）、35のように下端付近にのみ切り込みを有する荷札は珍しい。全点荷札で構成する今年の地下の正倉院展でも、このタイプで出品されるのは35と 期展示7の二点のみである。

一方、韓国（新羅）の城山山城遺跡からは、下端付近にのみ切り込みを有する荷札がまとまって出土している。その理由は定かでないが、あらかじめ荷物に括り付けた状態で荷札に墨書することに起因するのでは、との指摘がある。すなわち、切り込みの側を上にして荷物に括り付けた荷札の下端付近を手に取り、持ち上げながら、そちら側（括り付けた状態での下端側）から文字を書いてゆくとの想定である（つまり、墨書後の荷札は文字の天地が逆さになった状態で荷物にぶら下がることになる）。

これに対して日本の荷札は、下端付近にのみ切り込みをもつものが少ないこと、切り込みに紐を掛けると文字の一部が隠れてしまうものが多数認められることなどから、墨書を施した後に荷物に添付されるのが一般的だったと推察される。したがって、仮に上記の韓国・城山山城遺跡出土木簡に対する解釈が認められるならば、荷札利用のプロセスの中で、墨書の記入と荷物への添付の順序が日・韓では相違していた可能性も浮上しよう。だが、文字が逆さの状態でも荷札が添付されるとの想定の不自然さなど、疑念も拭いきれない。下端のみに切り込みを持つ荷札の使用法は、今後の検討課題である。

「播信郡」は『和名類聚抄』の信濃国埴科郡（今の千曲市

山城国からの俵の荷札

(一九三三E、SD4750出土。京一 四二九)

鳥羽里俵一斛

長さ(一五八)mm・幅一九mm・厚さ一mm ○三三型式

長屋王家木簡。鳥羽里は『和名類聚抄』の山城国紀伊郡鳥羽郷(今の京都市の南・伏見両区の境界付近)に当たるとみられる。単に「俵」としか記されないが、おそらく米俵である。

一斛は今の約四斗五升、六七・五kgほどに相当する。荷札としては記載内容がやや簡素であり、長屋王の封戸(貴族に対する給付の一種で、特定の戸から貢納される租の半分と調庸の全部が封

の、千曲川以東を中心とする地域)を、「讚信郡」は同じく同国更科郡(今の同市の、千曲川以西を中心とする地域)を指す。物品名は省略されているが、両郡から送られた何らかの品物、合計二二〇斤に付けられた荷札となる。一斤は約六七四gで、五〇斤は三三kg強、七〇斤は約四七kg、一二〇斤は八〇kg強に相当する。

ところで、35は本当に荷札であろうか? 一般に、物品に付されたラベル類全般を「(広義の)付札」と呼び、そのうち輸送により遠距離を移動する荷物に付けられたものを「荷札」、倉庫内での管理などの際に用いられ原則として移動しないものを「(狭義の)付札」と呼び、区別している(荷札のことを「貢進物付札」と呼ぶ場合もある)。複数郡にまたがる貢進物をまとめた荷物に添付された荷札は類例が少なく、むしろ両郡から貢納された荷物が都に届けられたのち、保管の場面で新たに添付されたものともみられることも可能ではなからうか。総重量八〇kg余りとかなり重い(あるいは大きい・多い)物品であることも、このような想定に有利かもしれない。仮にこの想定が認められるならば、35は荷札ではなく、狭義の付札ということになる。

越前国からのダイズの荷札

(二二二次南、SD3154出土。宮一 二七四一)

越前国坂井郡大豆一半

長さ一八八mm・幅二mm・厚さ四mm ○五一型式

越前国坂井郡(今の福井県坂井市・あわら市付近)からのダイズ(大豆)の荷札。「一半」は一・五ではなく半分(〇・五)の意味。別遺構からの出土ではあるが、越前国坂井郡からの荷札には品目を単に「俵」とのみ記すものがあり(宮一 二一九〇・二一九一、いずれも内裏東大溝SD2700からの出土)、宮一 二一九一には41と同じ「一半」の記載がある。また、「大豆五俵」と記す文書(天平宝字五年 七六一 檜皮葺蔵収納雑物検注文、『大日本古文書(編年)』二五卷三〇四頁)から、ダイズは俵に詰めて保管することもあったことが知られる。あるいは41のダイズも俵入りの状態で、その俵が標準の半分のサイズまたは容量であったということかもしれない。

41は、短冊状の材の上下いずれか一端を尖らせた〇五一型式に分類されている。〇五一型式は、俵に詰められることも多い米の荷札によくみられる形状である。だが、確かに左右両辺は下に向

主に納入される制度。指定された戸そのものを指す場合もある(から送られた米俵の荷札である可能性も考えられよう)。

37は下端が尖らせられており、一見〇五一型式のようである。しかし、よく見ると上端は欠失しており、左右の角を落としたような加工は実は切り込みの痕跡である。したがって、37は上下のいずれか一端に切り込みを有し他端を尖らせる〇三三型式に分類される。上端の切り込みは左右でほぼ位置や深さが揃い、下端の尖り加工もほとんど左右対称になるよう整えられているなど、全体に作りは丁寧な印象。

かつてゆるやかに細くなるよう削られているが、下端は尖るとい
うより丸みを帯びた弧状を呈している。典型的な〇五一型式とは
やや異なる形状と言えるかもしれない。なお、宮二 二一九〇は
41と非常によく似たカタチをしている。

正倉院文書中には「大豆」が散見し、「醬大豆」や「生大豆」
なども認められる（神護景雲四年 〓 宝龜元年、七七〇 奉写一
切経所告朔解、『大日本古文書』 編年 六卷九五・九八頁ほか）。
延喜大膳職式下造雑物法条によれば、「醬大豆」は末醬（今日
の味噌の原形とされる調味料）の原料。「生大豆」は、まだ青く
未成熟なうちに収穫したダイズ（〓 枝豆）である。

さらに『延喜式』を参照すると、民部省式下交易雑物条には
近江（今の滋賀県）以下の一三方国に交易雑物としての「大豆」
や「醬大豆」などの貢進が規定されている。貢進者名を記さない
41のダイズも、交易雑物として納められたものかもしれない（た
だし、延喜式制では越前国にはダイズの貢納は課されていない）。
荷札からは、越前の他に近江（城二 一三三頁上）、但馬（今の
兵庫県北部、『藤原宮木簡三』 一七三頁）、播磨（今の兵庫東南
部、城一七 一五頁上）、美作（今の岡山県北部、城一五 一二
頁上）、阿波（今の徳島県、城一五 三〇頁上）、伊予（今の愛媛
県、『藤原宮木簡三』 一六四六号）といった国々からダイズが送
られていたことが知られる（越前以外は、いずれも延喜式制のダ
イズ貢進国に含まれる）。大膳職式下造雑物法条には、「熬大豆粉」
がみえ、熬つて粉末状にしてから食用に供されることもあったよ
うである。内膳司式にはダイズの栽培法に関する規定も存する（耕
種園圃条）。

また、延喜大膳職式下仁王会料条には、「白大豆」「黒大豆」の
双方がみえ、いわゆるダイズとクロマメとが区別されていた様子
がつかがわれる。なお、「黒大豆」（クロマメ）は薬物としても用
いられたらしい（典薬寮式河内年料雑薬条）。

44 播磨国からの俵の荷札

（九一次、内裏西南隅外郭整地土出土。宮七 一一三二二）

（表）明郡葛江里

（裏）丹人部由毛万呂俵

長さ二三九mm・幅一九mm・厚さ三mm 〇一一型式

俵に付けられた荷札。単に「俵」としか記されないが、米俵で
ある。44のように税目を記さない米（俵）は、年料春米（諸
国の正税を搗精し都に送る米、78参照）の場合が多い。

下部で折れて二片に分かれており、下端が若干焦げ付いている
が、ほぼ原形を保っている。端部は、上端が鈍角（約一四〇度）
の山形に成形され、下端も緩やかな円弧状に削り出されている。

木簡の型式分類では、上下いずれか一端を尖らせる形状は〇五一
型式とされる。だが、44の場合は上端の尖りの角度が非常に緩い
こと、下端も尖らせたとは言いがたい形状であること、いずれの
加工にも実用性は見出しがたいことなどから、便宜的にプレーン
な短冊形を意味する〇一一の型式番号が与えられている。

「明郡葛江里」は『和名類聚抄』の播磨国明石郡葛江郷（今
の兵庫県明石市藤江周辺）にあたる。「葛江」は、木簡でも現在
の地名と同じ「藤江」と表記されることがある（宮二 二七四九）。
郡名の「明」は、和銅六年（七一三）に地名表記の統一が命じら
れるより前の表記。「月」を並べる字体で書かれているので「朋
郡」と読んでしまいがちになるが、これは「明」の異体字である。
すなわち、「明」一文字で「あかし」と読ませたとみられる。

貢進者の姓「丹人部」は不詳。「丹比部」の誤記とも考えられ
るが、一文字目は字形から「身」の可能性も皆無ではない。その
場合、「身人部」となって意味は通るが、最終画の「ノ」を書か
ない字形の「身」は、今のところ確認されていない。あるいは、
「身」の最終画と「人」の一画目が共用されているのであろうか。

荷札の大きさ

47 安房国からの調のアワビの荷札

(二三次北、S D 3 0 3 5 出土。宮一 二二四六)

安房国朝夷郡健田郷仲村里戸私部真鳥調鮫六斤三列長四尺五寸束一束養老六年十月

長さ四六一mm・幅三三mm・厚さ五mm ○三二型式

安房国朝夷郡健田郷仲村里(今の千葉県南房総市の旧千倉町域付近)からの調のアワビの荷札。貢納者は私部真鳥。貢納量は「六斤」(大斤での計量、小斤では十八斤、約四kg)と記され、これは賦役令調絹繩条に記された正丁(成人男子)一人分の輸貢量に合致する。養老六年は七二二年。

安房国は養老二年(七二八)に上総国から分置され、天平十三年(七四一)に一度は上総国に戻されたが、天平宝字元年(七五七)に再び分置された。47は最初の分置時期に属する。安房国はアワビの産地として名高く、同国のアワビは「束 鮫」とも呼ばれて珍重された。付けられた荷札も三〇cmを超える大型のものが多いことが知られている。47は約四六cmもあり、とりわけ長大な逸品といえる。

47では、「六斤」という重量表記と並列して「三列長四尺五寸束一束」と記されている。これは、一本(=列)が約一三五cm(=四尺五寸)のアワビを三本で一束にしている、の意。ここから、このアワビが熨斗アワビ(アワビの肉を桂剥きに薄く切り伸ばし、干して乾燥させたもの)に加工されていたことがわかる。木簡の長さがアワビのちょうど三分の一ほどにあたることからすると、あるいは三つ折りに畳んで梱包した可能性が考えられるかも知れない。

貢納者の私部真鳥の「鳥」の字は、最後の部分が横画一本で済

50 近江国からの生蘇の荷札

(一三次、SK 8 2 0 出土。宮一 四六六)

近江国生蘇三合

長さ五五mm・幅九mm・厚さ二mm ○三二型式

まされ「鳥」のようにも見受けられる。しかし、奈良時代には「鳥」の字体を用いるのが一般的で、「鳥」が使われることはほとんどない。「真鳥」さんとみて誤りないであろう。

近江国(今の滋賀県)から届けられた「生蘇」の荷札。蘇は牛乳を煮詰めて作る古代の高級乳製品。「生」とあるから、半生のやわらかい状態で土器に入れられていたのだろう。「三合」は今の一合三勺五撮ほどで、約二四〇ccにあたる。容器に合わせて木簡も小型。長さは五五mmしかなく、最小クラスの木簡の一つ。なお、「蘇」の字は草冠の下のパーツが現在の字体とは左右逆になつているが、古代にはこの字体が一般的であった。

50は一九六三年の発掘調査で出土したのだが、蘇の荷札はその後はなかなか出土せず、永らく日本で唯一の蘇の荷札木簡だつ

荷札の樹種

54 讃岐国からの荷札

(九一次、内裏西南隅外郭整地土出土。宮七 一一三二二)

讃岐国香川郡原里秦公□身

長さ一八二mm・幅一九mm・厚さ三mm ○五一型式

た。それだけ、蘇が貴重な製品だった証と言えよう。ところが、一九八九年から九〇年にかけて発見された二条大路木簡(平城京左京三条二坊の長屋王邸の跡地に設けられた光明皇后の皇后宮に関わるとみられる七万四千点に及ぶ木簡群)からは、参河(今の愛知県東部)・美濃(今の岐阜県南部)・武蔵(今の埼玉県・東京都、および神奈川県の一部)・上総(今の千葉県中部)の各国からの蘇の荷札木簡四点(いずれも城三〇七頁上)がまとまって発見された。これにより、高級乳製品である蘇が、広く全国で生産・貢進されていたことが明らかになった。ちなみに、これら諸国の荷札も長さは美濃が四三mm、上総が五六mm、武蔵が六五mmと、いずれも50と同様に小型である(参河のみ、下端欠失の状態では八七mmとやや大きめ)。

『延喜式』には、例えば伊勢(今の三重県)、伊賀および志摩地方を除いた地域にほぼ相当)以下の八カ国を「第一番」として五年と未年に蘇を納めることを課すなど、諸国に分担させての蘇の貢進体制が規定されている(民部省式下貢蘇番次条)。複数国からの蘇の荷札木簡の存在は、この規定の原形が奈良時代まで遡る可能性を示唆するものである。ただし、唯一年紀を有する武蔵国の荷札は天平七年(七三五、亥年)のものであるが、延喜式制では武蔵国は「第二番」として寅年と申年の貢進が課せられている。『延喜式』が完成する十世紀初頭までに、何らかの規定の改変が行われたのかもしれない。

讃岐国香川郡(今の香川県高松市の一部)からの荷札。「原里」は『和名類聚抄』にはみえないが、正倉院の丹裏(「につつみ」とも)文書に「讃岐国香河郡幡羅里」(『大日本古文書』「編年」二五巻一六四頁)とある。54は第一次大極殿院内裏外郭の造営に伴う整地土層から一括で出土した木簡群の一つであり、和銅二年(七〇九)と同三年の年紀をもつ木簡が一緒に出土している。この年代観は、国郡里の表記とも矛盾しない。

税目や物品名、年紀などは省略されている。香川郡の木簡と同じく地名と人名しか記さない木簡がある(城三四 二六頁下)。『延喜式』によると、讃岐国の調には織維製品や土器のほか塩、中男作物(71参照)には胡麻油や乾鮓、鯛の楚割、大鰯の鮓、鯖、海藻がみえる(主計寮式上讃岐国条)。香川郡からの荷札で物品名のわかるのは米のみである。

樹種はヒノキ。54は、科学的な保存処理が施される前に、生物顕微鏡で解剖学的特徴を観察して樹種を同定している。従来行われてきた表面観察だけでは、科より詳しい属を特定することはできない。破面を用いるなど、試料採取の条件が揃うのであれば、より確実なデータを得るために有効な手段である。ヒノキ材の木簡は、平城宮跡出土木簡の大勢を占めている。

下端は左辺が欠失。右辺は斜めに削られる。上端も削り調整が施されている。下から二文字目は「族」「侠」などの可能性があるが、偏の大部分が欠失しており、読み切れない。

隠岐国からのワカメの荷札

(九一次、内裏西南隅外郭整地土出土。宮七 一一三一一)

海部郡 前里 阿曇部都祢 軍布廿斤

長さ一九一mm・幅三四mm・厚さ七mm ○三二型式

海部郡前里から納められた「軍布」(ワカメ)の荷札。海部郡は尾張国(今の愛知県西部)、隠岐国(今の島根県隠岐の島)、紀伊国(和歌山県)、豊後国(今の大分県)、宇佐市・中津市などを除く大部分)に存在した。57は国名を記さないが、類例から隠岐国から送られた荷札と判断される。隠岐国海部郡は今の隠岐の島のうちの中ノ島、島根県隠岐郡海士町に当たる。前里は「和名類聚抄」には対応する郷名はみえないが、「佐作郷」という郷名があり、あるいはこれに当たるか。ただし、平城宮跡出土木簡に「佐吉郷」がみえ(城一六 七頁上、同下など)、佐作郷ではなくこの佐吉郷と同一(あるいはその前身)とみる見解もある。阿曇部都祢は貢進者名。

隠岐国の荷札は、長さが短く幅広の形状、記載内容の一部に割書がある、スギ材を用いる、といった共通点がある。特に藤原宮・京跡で出土する隠岐国の荷札は上記の特徴に加え、国名を記さない、税目を記さない、記載は片面のみであるという特徴をもつ。ワカメを「軍布」と記載するのも古い表記で、平城宮で出土する隠岐のワカメの荷札は、多くは「海藻」と記載される。全体に古様を示す荷札であるが、54と同様、第一次大極殿院内裏外郭の造営に伴う土層からの出土であり、年代観とも合致する。

樹種はスギ。57も54と同じく、生物顕微鏡による樹種同定を行った。スギは平城宮跡出土木簡のうち、ヒノキに次いで多い樹種である。しかし、藤原宮跡出土木簡の樹種同定結果によると、ヒノキ系が九割と圧倒的多数を占め、スギは全体の数%にとどまる。樹種同定のデータを今後蓄積して、都城における木材利用の在り方を分析する必要がある。

59 豊前国からの調の綿の荷札

(一三次、SK820出土。宮一 二八八)

(表)豊前国下毛郡調綿壹伯屯 四両 養老□年

〔二カ〕

(裏)

赤人□ 〔一カ〕

長さ一七二mm・幅二七mm・厚さ三mm ○三九型式

豊前国下毛郡(今の大分県中津市の大部分)から調として納められた綿の荷札。「綿」は木綿ではなく、蚕の繭から作る真綿を意味する。「屯」は梱包の単位で、「四両」は一つの荷の重さが大四両(「小十二両」)であることを示す註記。大四両は約一六八gに相当するので、一〇〇屯は約一六・八kgとなる。養老二年は七一八年。納めた個人名は記さない。裏面の「赤人」は収納責任者の名前とみられる。

材は広葉樹とみられる。広葉樹を材とする木簡は非常に珍しい。土中では傷みややすい広葉樹も元来は針葉樹より木質が堅く、楷書の文字を記すのに向いているとの指摘がある。

59は内裏北外郭のG316SK820から見つかった木簡で、同遺構からは綿の荷札が多数出土している(期展示58、期展示60など)。これらは、貢進元の国郡が異なるにも関わらず書式が似通い、広葉樹を用いる点も共通する。西海道の九国二島の調庸は大宰府に集積し消費する原則であるが、そのうちの一部、綿や絹、紫草などは例外的に京進された。調綿の荷札に国郡をまったく共通性が認められることは、大宰府にて発送準備が行われ、一括して荷札が作製・添付されたことを示している。

切り込みに掛かった紐がそのまま残る。期展示31にも切り込みに巻かれた紐が残っていたが、こちらは蔓紐なのに対し、59は編んだ縄紐。切り込みに巻き付け、裏面で結んでいる。

荷札にみえる税制

62 参河国からの贄のサメの荷札

(二〇〇次、SD5100 (左京) 出土。城二二 二二頁下)

参河国播豆郡析嶋海部供奉八月料御贄佐米楚割六斤

長さ二四〇mm・幅二二mm・厚さ五mm ○三二型式

参河国播豆郡の析嶋(今の愛知県西尾市一色町佐久島)から「御贄」として納められた佐米楚割の荷札。楚割は魚肉を細く割いて干したもの。贄は神に供する神饌や共同体の首長に貢納する初物に起源があるとされ、そのため「御贄」「大贄」などと記されることも多い。奈良時代には主に天皇の食膳に供する食材をいい、海産物を中心とする。一方、62は天皇の居所である内裏の近辺などでなく宮外の二条大路から出土しており、皇后宮の所在を推定する手がかりとなった。

参河国播豆郡からの贄の荷札は、海民集団の海部が月単位で貢進する書式をとる。析嶋と篠嶋(今の愛知県知多郡南知多町篠島)が交替(おおよそ析嶋が偶数月、篠嶋が奇数月)で御贄貢進を担当したほか、比莫嶋(今の愛知県知多郡南知多町日間賀島)が分担することもあった。同様の荷札木簡が宮内内裏近くからも多数出土している。六斤は約四kg。参河三島のこの書式の贄の荷札には年紀は書かれない(例外は宮七 二二八―四のみ)。「延書式」には参河国の調に「雑魚楚割」がみえる(主計寮式上参河国条)。三島から送られた荷札をみると、「雑魚」には佐米のほか、毛都(アイナメか?)、宇波賀(不明)、赤魚(アカムツか?)、須々岐(スズキ)の楚割などがある。

65 長門国からのワカメの荷札

(一三次、SK820出土。宮一 四〇一)

長門国豊浦郡都濃嶋所出穉海藻 天平十八年三月廿九日

長さ二七三mm・幅三六mm・厚さ七mm ○三二型式

長門国豊浦郡都濃嶋(今の山口県下関市豊北町角島)からのワカメの荷札。古代には「海藻」だけで今のワカメを指し、「穉」は「幼稚」などの語に使われる「稚」と同義で「若い」を意味するため、「穉海藻」はワカメの新芽、ということになる。「延書式」には長門国の中男作物(71参照)に「海藻」がみえる(主計寮式上長門国条)。内膳司式年料御贄条には「長門国 稚海藻一百四籠」とあり、他国と比べ貢納量が多い。長門国はワカメの大量貢進国だったようである。天平十八年は七四六年。

角島では、現在もワカメが特産物である。「万葉集」巻一六、三八九三に「角嶋の迫門の稚海藻は人のむた荒かりしかど吾とは和海藻」(角島の瀬戸のワカメは他人には荒めだったが、私には柔らかいワカメだ)と詠われる。なお、期展示7・15・64、期展示66なども特に産地を記載したブランド物のワカメの荷札であり、全国各地にワカメの名産地があったことを物語る。

69 紀伊国からの調の塩の荷札

(三二次、SD3410・SD1250出土。宮三 三五六〇)

(表) 紀伊国日高郡調塩三斗

(裏) 寶龜五年

長さ一四二mm・幅一一mm・厚さ三mm ○一九型式

紀伊国日高郡(今の和歌山県日高郡・御坊市および田辺市の一部)から調として納められた塩の荷札。三斗は今の一斗三升五合ほどで、約二・四〇に相当する。宝龜五年は七七四年。

調は、日本古来の貢納制であるツキに中国の調の制度をあわせて成立した税目とされる。絹や布を中心とするが、海産物を含む雑多な品目が納められた。賦役令には、正丁(成人男子)一人の調塩の負担料は三斗とあり(調絹繩条)、69に記された貢納量と一致する。69は貢進者名を省略し、郷名も記さないという、特徴的な記載を有する。類例としては、期展示75(紀伊国今の和歌山県)、宮二(二八五)讃岐国今の香川県)、宮三(三〇二〇)伊勢国今の三重県の、伊賀および志摩地方を除いた地域にほぼ相当(か)などの調塩荷札がある。

延喜式計寮式上には紀伊国の調に「塩」がみえ(紀伊国条)、同造酒司式には御酒に紀伊の塩を入れるとある(紀伊国塩条)。

上端は山形に整形されている。下端は折れているが、記載内容は完結しているものと思われる。

71 越中国からの中男作物のサバの荷札

(一三次、SK820出土。宮一 三五七)

(表) 越中国羽咋郡中男作物鯖志伯隻

(裏)

天平十八年 廣椅
「大庭」

長さ二九〇mm・幅三七mm・厚さ六mm ○三二型式

越中国羽咋郡(今の石川県羽咋市)から中男作物として届けられたサバ(鯖)の荷札。「隻」は単位。古代には広く個数を示すのに用いられた。天平十八年は七四六年。

中男作物は中男(令制では十七〜二十歳の男子)が納める税目で、養老元年(七一七)にそれまでの中男の調と、正丁(令制では二十一〜六十歳の男子)の調、副物を統合して成立した。調とは異なり個人名は記さないのが普通。こうした荷札の特徴や調副物の性格を引き継ぐ点などから、中男作物は中男の集団的な労働による産物を収取するもので、贄(62参照)に近い性格をもつといわれる。

羽咋郡はもと越前国に属し、養老二年(七一八)に能登郡・鳳至郡・珠洲郡とともに能登国として分立した(『続日本紀』同年五月乙未 二日 条)。その後、天平十三年(七四一)に、なぜか元の越前国ではなく、越中国に統合され(『続日本紀』同年十二月丙戌 十日 条)、天平宝字元年(七五七)に再び能登国として分立した(『続日本紀』同年五月乙卯 八日 条)。71はちよどこの越中国所管時期のものである。『延喜式』では越中国の中男作物にサバは見えないが、能登国の中男作物には見えており、「能登鯖」とも呼ばれて珍重された(主計寮式上越中国条・能登国条、内膳司式供御月料条、主膳監式月料条)。

サバは役人が常食として請求した例がある(城二四 七頁上)くらいなので、比較的広く食べられた魚のようだが、荷札は羽咋郡と同じ能登半島の珠洲郡(羽咋郡と同様の分立・統合の過程を

たどる、城二二 三五頁上)、伊予国風早郡(宮一 三六一)など数例しかない。租税としての貢進に用いるほどの良質のものは、産地が限られていたということかも知れない。

裏面の「廣椅」と「大庭」は、類例は少ないが、貢進責任者名か。但し、「大庭」は筆が異なるらしい。なお、「庭」は、「王」の部分で「手」につくり、また、麻垂でなく延繞の文字とする、古代に広く用いられた異体字で書かれている。

74 若狭国からの庸の碎粟の荷札

(一七七次、第一次大極殿院西辺整地土出土。宮七 一二六四〇)

(表)若狭国遠敷郡玉置郷 田井里秦人足結 庸碎粟六斗

(裏)養老二年十月

長さ二〇七mm・幅三三mm・厚さ三mm ○三二型式

若狭国遠敷郡玉置郷(今の福井県三方上中郡若狭町玉置周辺)から庸として届けられた粟の荷札。「秦人足結」は貢進者の名。養老二年は七十八年。

庸は古代の税目の一種で、十日間の労働の代わりに布を納めるものだが、実際には米や塩で代納されることが多く、主として地方から上京し仕丁(男性)や采女(女性)などとして働く人びとの食料に充てられた。

庸を粟で納めた例は74以外にはなく、粟の荷札としても74が唯一である。霊龜元年(七一五)十月に、陸田(畑)耕作を奨励し、稲の代わりに粟を納めることが認められていることと関係するか(『続日本紀』霊龜元年十月乙卯 七日 条)。稲と粟の換算率は、賦役令義倉条に稲一斗=粟一斗と定めるが、稲三斗(束)=粟二斗(令集解)同条令积所引天平六年格(稲一斗=粟一斗(同古記所引天平八年四月格)などの例もあり、

78 備中国からの白米の荷札

(一三三次、SK820出土。宮一 四一七)

(表)備中国賀夜郡阿宗里白米五斗
(裏)斗 天平十九年二月九日

長さ一九九mm・幅二五mm・厚さ五mm ○一一型式

備中国賀夜郡阿宗里(今の岡山県総社市東北部)から届けられた「白米」「春米」ともいう)の荷札。五斗は今の二斗二升五合ほどで、約三四kgに相当する。数字と単位の間で裏返して「反對面」に書き継ぐという、たいへんおらかな書きぶりである。天平十九年は七四七年。

米は重いので、田租などのかたちで徴収された米は地元で留め置かれるのが原則であったが、人口の多い都では米の需要も高く、一部は初穀を外した春米(白米)の状態まで運京された。田令田租条に淵源をもつ制度で、『延喜式』では「年料春米」として伊勢(今の三重県)の、伊賀および志摩地方を除いた地域にほぼ相当)以下の二二カ国が輸貢国として規定されていた(民部省式下年料春米条)。年料春米をはじめとする米の輸貢国に指定されるのは、都に近く海運が利用できる国々が多かった。

運京された白米(春米)は大炊寮に保管され、主として役人の常食(給食)に充てられた。一方、白米の荷札は平城宮内の各所から出土している。ここから、白米の荷札は米とともに宮内の被支給官司まで移動し、最終消費地の近くで外され、廃棄されたとみられる。

荷札の削屑

83 備後国からの調の鍬の荷札

(一三次、SK820出土。宮一 三二四)

備後国三上郡調鍬壹拾口 天平十八年

長さ二五七mm・幅二六mm・厚さ五mm ○三二型式

備後国三上郡(今の広島県庄原市付近)から調として届けられた鍬の荷札。調の荷札は貢進者の個人名を記すことを基本とするが、鍬の荷札には貢進者名が記されない。これは、鍬の一人あたりの貢進量が三口(個)であった(賦役令調絹繩条)のに対し、発送する際には十口単位にまとめ直されたからである。わざわざ十口ずつにまとめ直されたのは、鍬が役人の位階に応じて年二回(二月と八月)支給される季禄(ボーナス)などに充てられ、その一人あたりの支給量が五口または十口単位であったためと考えられる。支給しやすさを考えた梱包だったわけである。

天平十八年は七四六年。同じSK820出土のほかの鍬の荷札の年紀も天平十七・十八年で、保管期間はごく短い。腐るものではないけれども、貢進されたものをすぐ翌年の季禄支給などに用いたであろう。

荷札木簡からみると、古来鉄の生産で名高い吉備地方(令制の備前・備中・備後および美作の各国。今の岡山県および広島県東部)から鉄製品が納められている。なお、播磨国(今の兵庫県南部)からと見られる鉄の荷札木簡も一点ある(『飛鳥藤原京木簡二』三六三二号)。「延喜式」では伯耆国(今の鳥取県西部)からも鉄製品を納める規定になっている一方、備前国(今の岡山県東部)の納入リストには鉄製品は見あたらない(主計寮式上伯耆国条・備前国条)。

84 備後国からの調の鍬の削屑

(一三次、SK820出土。宮一 三二五・宮一 四五八)

備後国三上郡調鍬

○九一型式

備後国三上郡(今の広島県庄原市付近)から調として届けられた鍬の荷札の削屑。右辺は原形を保っているともみられ、文字の大きさや書きぶり、材の特徴などからみて、83とともに都に届けられ、廃棄される直前まで一括されていた荷物の荷札の削屑とみて差し支えなからう。

削って再利用することが特徴の文書木簡と違い、荷札木簡の削屑は極めて少ない。これは、荷札木簡は、荷物に適した大きさ・形状に加工され、荷物とともに宛先に移動し、使用の直前まで荷物に付けられたままであるため、荷札として再利用されることが稀であることと関係すると思われる。荷札木簡に比較的完形品が多いのと表裏一体の現象といえよう。

稀とはいえ、84のような荷札木簡の削屑が実在するのは、荷札以外の用途への再利用の結果とみられる。再利用に不必要で邪魔になる切り込みや下端を尖らせた部分を切断してしまえば、直ちに文書木簡の素材に生まれ変わらせることができる(中には、切り込みを切断する手間さえ惜しんでそのまま使っている事例もある。城二二 一五頁上など)。類例の少ない荷札木簡の削屑が、まとまった量の木簡が出土したSK820や二条大路の濠状遺構から見つかっているのは、木簡を多量に使用する場での木簡用材調達のあり方として、ごく自然に説明することができよう。

【木簡が見つかった遺構】

SD3035 (展示番号2、47)

国宝 一九六五年

造酒司の井戸の排水を流すために、役所の西辺に位置をずらしながら何度か掘られた南北溝の一つ。幅約七〇cm、深さ約二〇cm。南端は造酒司南限の築地塀を暗渠で抜けて宮内道路の側溝に接続する。奈良時代前半の霊亀・養老・神亀(七一七〜七二九年)の年号をもつ木簡がまとまっている。ただし、最上層からは天平勝宝八歳(七五六)十月の年紀のある木簡(宮二二二四七)が出土しており、奈良時代半ば過ぎに埋没したとみられる。なお、木簡は溝のあちこちからまんべんなく出土しているのではなく、溝が溜まり状に広がった部分から集中的に出土している。溝の遺物ではあるが、土坑状の遺構の遺物が主体とみることができ、年代や内容の一括性の高さはこれに由来する可能性がある。

出土木簡は、同じく造酒司内で検出された井戸SE3046および溝SD3047・3050出土木簡とともに、平城宮造酒司出土木簡として二〇一五年に重要文化財に、さらに平城宮跡出土木簡の一部として二〇一七年に国宝に指定された(五六八点 うち削屑三五九点)。

SK219 (展示番号5)

国宝 一九六一年

平城宮中央区の第一次大極殿院の跡地に建てられた西宮の北側に展開する役所のゴミ捨て穴。東西三m、南北三・五m、深さ一mの北半部と、東西三m、南北二・五m、深さ一mの南半部とからなる。平城宮跡最初の木簡出土地として名高い。天平宝字末年頃(七六〇年代前半)の遺物を中心とする。SK219出土の木簡群は、同じ役所内の井戸SE311出土木簡一点とともに、平城宮跡大膳職推定地出土木簡として、二〇〇三年に木簡では初めて重要文化財に指定された(計三九点 うち削屑一六点)。さらに、二〇一七年には平城宮跡出土木簡の一部として国宝に昇格した。

SD4750 (展示番号8、37)

長屋王家木簡 一九八八・八九年

平城京左京三条二坊一・二・七・八坪で見つかった左大臣長屋王の邸

宅のうち、八坪東南隅に東面築地塀の内側に沿って掘られた南北溝状のゴミ捨て土坑。幅三m、深さ一m。総延長は約二七・三m。平城遷都からまもない時期の、貴族の家政機関の資料という他に類例のない木簡が出土した。長屋王が式部卿を務めていた霊亀二年(七一六)後半の、邸内における米支給の伝票木簡を主体とする。木簡は、約三万五千点(うち削屑約二万九千点)が出土した。

SD4951 (展示番号12、17)

一九六七年

東院西辺の排水を集める溝で、小子門の西側から宮外へ出て、東一坊大路の西側溝となる。幅一・三m、深さ〇・九m。展示木簡が出土した小子門付近の調査(平城第三九次調査)では、木簡は二九〇点(うち削屑二二〇点)出土した。二条大路北側で西から流れてくる二条大路北側溝SD1250を合わせ、さらに京内を南流する。京内の道路側溝としては最も多くの木簡が出土しており、宮近辺だけでなく、七条でも千点規模の木簡の出土が知られる。

SD5300 (展示番号14)

二条大路木簡 一九八九年

平城京左京三条二坊八坪(光明皇后宮。旧長屋王邸)と二条二坊五坪(藤原麻呂邸)の間の二条大路上の南北両端に掘られた濠状の遺構のうち、藤原麻呂邸南門前から東に二条大路北端に沿って延びる遺構。幅二・七m、深さ一・一・三m。総延長は約五八m。西端の門前から、藤原麻呂の家政機関に関わる木簡が集中して見つかった。木簡は、約三万五千点(うち削屑約二万九千点)が出土した。

SD5100 (左京) (展示番号19、62)

二条大路木簡 一九八八・八九年

平城京左京三条二坊八坪(光明皇后宮。旧長屋王邸)と二条二坊五坪(藤原麻呂邸)の間の二条大路上の南北両端に掘られた濠状の遺構のうち、皇后宮の北門から八坪北辺築地塀に沿って二条大路南端に掘られた遺構。幅二・六m、深さ〇・九m。総延長約二二〇m。

SD3154 (展示番号23、41) 一九六五年

東院西辺北部を北東から南西に斜行して流れる素掘りの溝。幅一・四m、深さは約〇・四m。西端で素掘りの南北溝SD三二五五に接続し南流する。

SD5780 (展示番号27) 一九七六年

平城宮東張り出し部の東南隅付近で検出した素掘りの南北溝で、東二坊坊間路の西側溝。幅約六m、深さ約六〇cm。ただし、西側約五mの位置に平行して走る南北溝SD5815が存し、こちらが平城宮東面の築地大垣SA5900の東雨落溝と考えられるため、築地大垣の雨落溝としての機能は果たしていなかった。木簡は、計五六四点(うち削屑四一四点)が出土した。

SD5100 (宮内)(展示番号29) 一九六七年

平城宮東張り出し部南面西端に位置する小子門の西側を宮内から南流する南北溝。この地域を南流して西一坊大路西側溝となる南北溝SD4951の一部を西に迂回させたもので、小子門北西の地点から南西方向に斜めに流れたあと、約四〇m南流して西一坊大路西側溝SD4951に合流する。兩岸を杭と側板で護岸しており、側板間で幅約一・五m、深さ約〇・八mを測る。のちにSD5050に付け替えられており、概ね神亀年間(七二四〜七二九)頃から神護景雲年間(七六七〜七七〇)頃まで存続したとみられる。木簡は、計五五点(うち削屑四三点)が出土した。

SK820 (展示番号32、50、59、65、71、78、83、84) 国宝 一九六三年

内裏の北東に位置する北外郭官衙西辺に掘られた方形のゴミ捨て穴。一辺約四m、深さ約二・三m。天平十七(七四五)年の平城遷都後のこの地域の再整備に関わるゴミを投棄した土坑で、天平十九(七四七)年頃に埋められたとみられる。平城宮跡で最初に千点規模の木簡群が見つかった遺構。出土木簡は、平城宮跡内裏北外郭官衙出土木簡として、二〇〇七年に重要文化財に、さらに二〇一七年に平城宮跡出土木簡の一部として国宝に指定された(一七八五点、うち削屑九五二点)。

SE4770 (展示番号35) 一九八八年

長屋王邸(左京三条二坊一・二・七・八坪)内の井戸。平面は南北約一・九m、東西約二・三mの方形を呈し、検出面からの深さは約二m。長屋王一家が居住したと考えられる内郭の東北側に隣接する場所で検出した。出土遺物から養老二年(七一八)初頭以前に埋められたと考えられる。これは、長屋王家木簡が出土したSD4750への木簡投棄とほぼ同時期。「長屋皇宮儀」と書かれた木簡など計二二六点が出土した。

内裏西南隅外郭整地土(展示番号44、54、57) 一九七四年

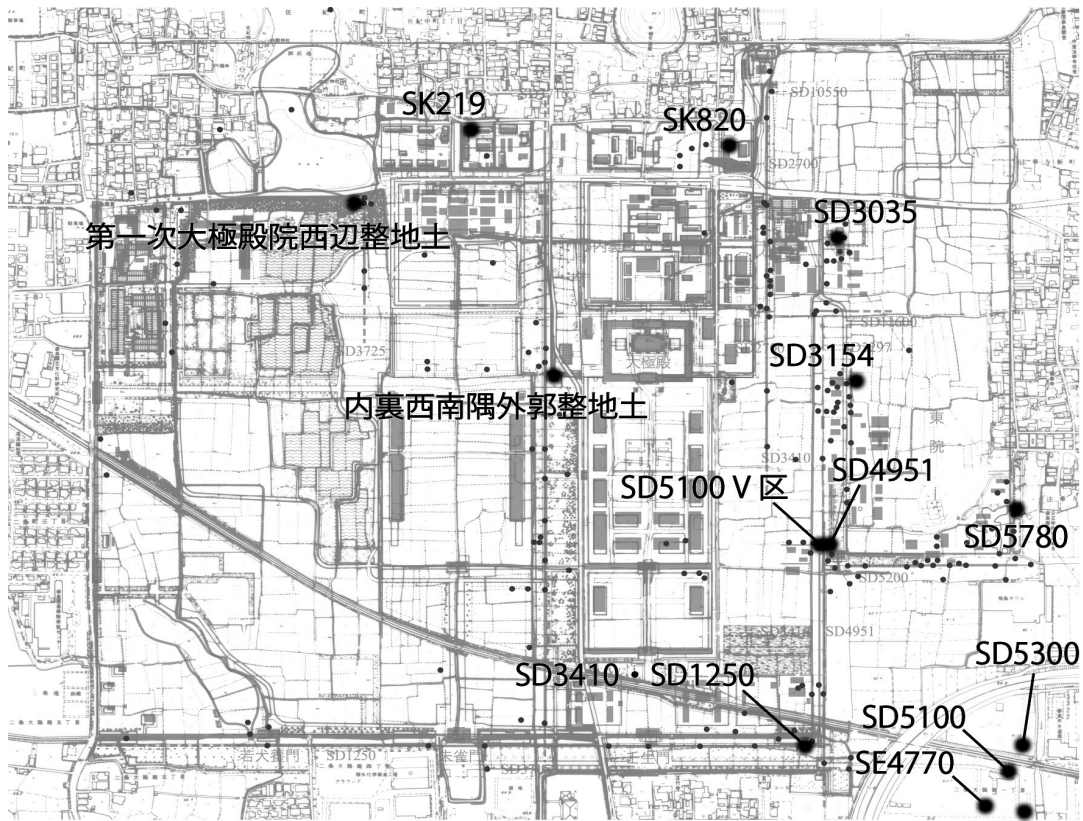
第一次大極殿院東南隅と内裏外郭西南隅に挟まれた谷部に施された整地土。木簡は造営直前の地表面と整地土との間に堆積した建築用材の破片やつり屑、檜皮などとともに、計二二二点(うち削屑一四二点)が出土した。

SD3410・SD1250 (展示番号69) 一九六六年

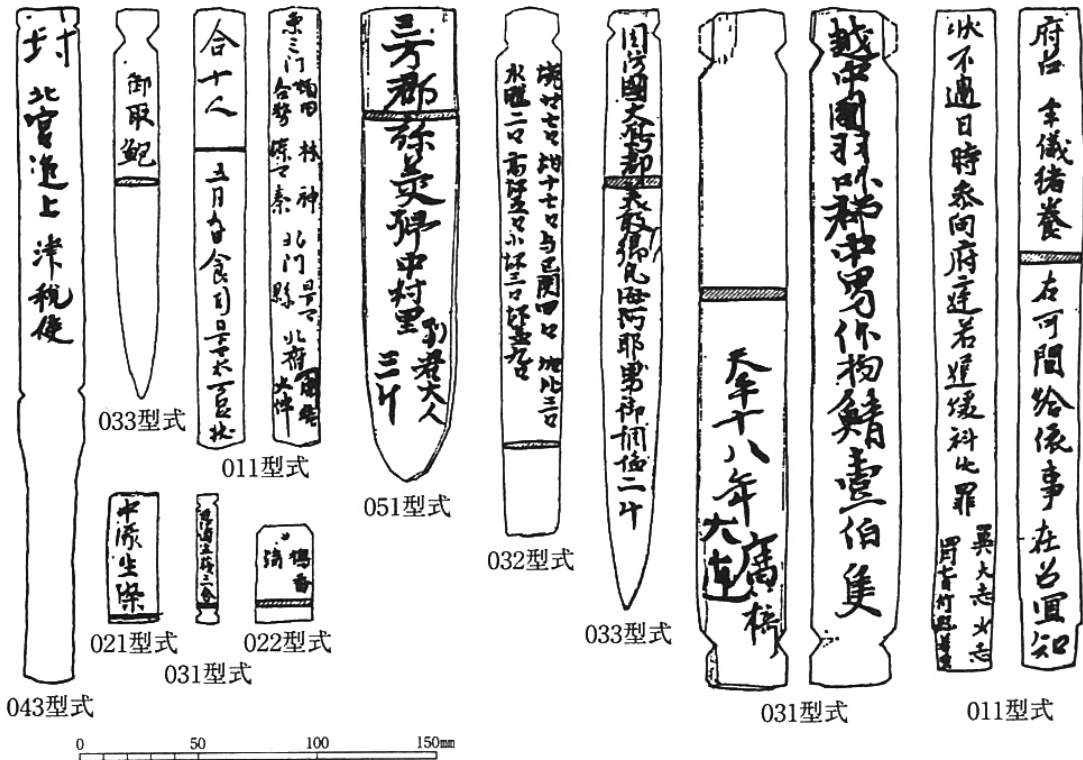
SD3410は、平城宮跡東院と東方官衙の間宮内南北道路の西側溝。幅三・四m、深さ〇・五m。小子門以南は東面大垣内側(西側)に沿って流れ、宮の東南隅で西から東西溝SD4100を合わせたあと、南面大垣を暗渠で抜け、二条大路北側溝SD1250に合流する。SD1250は、SD3410との合流後さらに東流し、東面大垣東側の東一坊大路西側溝SD4951に注ぎ込む。複数の溝が錯綜するこの付近は平城宮東部の排水が集まる地域であり、上流部から流れ下ってきたものも含まれる。したがって、宮内でも有数の木簡出土地になっている。

第一次大極殿院西辺整地土(展示番号74) 一九八六年

池SG8190の南岸、西大溝SD3825の西に広がる整地土。多数の遺物とともに木屑層・炭層を形成しており、大極殿院東南隅外側の整地土出土の木簡と似た出方をしている。木簡は、計二七一点(うち削屑六三点)が出土した。



平城宮および周辺木簡出土地点図〔● 木簡出土地
● 今期展示する木簡の出土地〕 SD4750



木簡の型式分類